最終更新日：2020年7月1日
株式会社千葉銀行
取締役頭取　佐久間　英利
問合せ先：経営企画部企画グループ
証券コード：8331
http://www.chibabank.co.jp/company/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当行では、「揺るぎない信頼の確保」、「法令等の徹底した遵守」、「反社会的勢力との関係遮断」、「透明な経営」等からなる「千葉銀行の企業倫理」を全ての企業行動の基本としているほか、2020年度から2022年度を計画期間とする中期経営計画「ＮＥＸＴ ＳＴＥＰ 2023 -未来へ、つながる・超える-」においても、基本方針の一つに「サステナブルな経営を実現します」を掲げ、コーポレート・ガバナンスの高度化に取り組んでおります。
これらを遵守・実現し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実に努め、多様なステークホルダーとの適切な協働をつうじて持続可能な地域社会の実現に貢献するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。
「コーポレート・ガバナンスに関する方針」は当行ホームページに掲載しております。
（https://www.chibabank.co.jp/company/ir/pdf/20190701_01.pdf）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】（政策保有株式）
○政策保有に関する方針
政策保有株式については、地域金融機関として取引先等との取引や連携関係の維持・拡大等、その保有意義が認められる場合において限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先等との十分な対話を経たうえで、縮減を進めることを基本方針としております。
上場株式にかかる定量的な保有効果については、取引先等毎に預貸金からの収益や役務収益、配当収入から、株式に対するみなし引当や株式保有にかかる資本コストを控除し算出した指標を用いて判断しております。取締役会は、保有意義の妥当性について毎年個別銘柄毎に経済合理性や政策保有先の財務・業績内容を勘案した株式価値の将来の見通しを踏まえ、検証しております。
なお、当事業年度につきましては、2020年3月末基準でこれらの検証を行いました。

○議決権行使基準
政策保有株式の議決権行使に際しては、政策保有先のガバナンスの状況を踏まえたうえで、当行並びに政策保有先の企業価値の向上の視点に立ち、総合的に賛否を判断いたします。なお、政策保有先の中長期的な企業価値向上や当行の経済的利益に大きく影響を与えうる以下のような重要な議案については、必要に応じて政策保有先との対話等を経て賛否を判断します。
・剰余金処分議案（財務の健全性及び内部留保とのバランスを著しく欠いている場合）
・役員報酬改定議案
・取締役・監査役選任議案および退職慰労金贈呈議案（不祥事が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合等）
・組織再編議案
・買収防衛策議案 等

【原則１－７】（関連当事者間の取引）
当行は、当行と当行取締役等との取引が株主の利益を害することのないよう、次の手続きを定めております。
当行は、取締役会規程において、取締役の競業取引及び当行と当行取締役との取引のうち重要なものについては、あらかじめ取締役会による承認を得ることを規定しております。
当該取引の完了後、取締役会は実施結果の報告を受け、実施状況を監視しております。

【原則２－６】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当行は、確定給付年金制度に係る年金資産の運用・給付その他の管理について企業年金基金（以下、基金）を設立のうえ、実施しています。
基金が具体的な運用方法の決定やリスク管理等について主体的に検討するなどアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、基金事務局に資産運用に関する業務経験を備えた人材を配置しています。
基金は、規約の変更、毎事業年度の予算、事業報告、決算、積立金の運用等の重要な事項について、事業主（当行）より選定される者と加入者において互選される者、各々半数ずつで構成される「代議員会」にて議決を経る定めとしており、企業年金の受益者と会社との間における利益相反の適切な管理に努めています。また、基金の代議員から選定される当行の人事・財務・リスク管理・市場運用等の業務に精通した者等を構成員とする「資産運用委員会」にてポートフォリオの資産配分や新規組入ファンド戦略等について審議するなど、年金財政の適正な運営を実現するための体制を構築しております。なお、基金は「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明しており、運用委託先に対して同コードに則り、投資先企業の企業価値向上や中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めております。

【原則３－１】（情報開示の充実）
（ⅰ）経営の基本方針と経営戦略
○経営の基本方針
当行グループは、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、「お客さまや地域社会のパートナーとして最新の金融サービスを提供し、地域経済の持続的な発展に貢献する」ことが果たすべき使命であると認識しております。今後ともこの姿勢を堅持し、当行グループ全社が一体となって、質の高い金融商品・サービスの提供など、お客さま満足度の向上につながる諸活動を展開するとともに、地域社会の発展に積極的に貢献して

まいります。また、これらをつうじ、株主･投資家の皆さまからもご支持をいただけますよう努めております。

○中期的な経営戦略
中期経営計画「ＮＥＸＴ　ＳＴＥＰ　２０２３　～未来へ、つながる･超える～」において、当行グループは、『金融機能の深化と地域金融の新たなモデル構築による、「カスタマー･エクスペリエンス」の向上』をビジョンに掲げております。
そのため、「お客さまに寄り添い共に進化し続けます」「お客さまの未来のために新たな価値を創造し続けます」「提携戦略を高度化します」「サステナブルな経営を実現します」の4つの基本方針のもと、役職員一丸となって各種戦略と施策に取り組んでおります。
なお、中期経営計画の内容はホームページに掲載しております。
https://www.chibabank.co.jp/company/info/plan/

（ⅱ）コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「Ⅰ　１．基本的な考え方」に記載しております。当行は、この基本的な考え方に基づき、適切な監督体制及び業務執行体制を構築していくことを基本方針としております。

（ⅲ）報酬の決定方針及び手続
取締役の報酬につきましては、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名･報酬･経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定しております。なお、当行の報酬体系は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、中長期的な業績連動報酬として株式報酬型ストックオプションを割り当てております。また、当行においては、金融機関としての健全性を重視する観点から、短期の業績に連動する報酬は導入しておりません。
○報酬額の決定方針
①取締役の報酬は、固定部分である役位別固定報酬及び変動部分である株価連動報酬とする。但し、社外取締役については固定報酬のみとする。
②役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給する。
③役位別固定報酬と株価連動報酬（株式報酬型ストックオプション）の構成比は80対20とする。
○報酬額の決定手続
取締役の報酬額は、株主総会の決議で定められた報酬枠総額の範囲内で、取締役会の決議をもって決定する。

（ⅳ）経営陣幹部の選解任及び取締役･監査役候補者の指名方針及び手続
○社内取締役（社外取締役以外の取締役をいう。以下同じ。）候補者の選任
社内取締役候補者につきましては、当行の経営の基本方針に対する深い理解のもと、経営戦略の実現に向け、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有する人物を頭取が推薦し、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名･報酬･経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会において決定しております。
代表取締役の選定につきましては、社内取締役の中から当行の代表者として適した人物について指名･報酬･経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会で決定しております。なお、代表取締役としての職務執行に重大な支障が生じた場合や欠格事由（※）に該当する場合等には、当人の解任について指名･報酬･経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会で決定することとしております。
※欠格事由
･反社会的勢力との関係が認められること
･法令違反や内規違反等が認められること

○社外取締役候補者の指名
社外取締役候補者につきましては、当行業務以外の分野において専門的な知識及び経験を有し、自らの知見に基づき、当行の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断される人物を頭取が推薦し、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名･報酬･経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会において決定しております。

○監査役候補者の指名
監査役候補者につきましては、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有する人物を頭取が推薦し、指名･報酬･経営諮問委員会で審議し、監査役会より同意を得たうえで、独立社外取締役が出席する取締役会において決定しております。

（ⅴ）経営陣幹部の選解任及び取締役･監査役候補者の選解任･指名の理由
○取締役候補者（2020年6月26日開催の第114期定時株主総会で取締役に選任）
･稲村　幸仁（再任）
ニューヨーク支店長、広報ＣＳＲ部長、秘書室長、人材育成部長等を歴任したほか、2016年6月に取締役に就任、2019年6月より取締役副頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識･経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、取締役候補者といたしました。

･篠崎　忠義（再任）
ロンドン支店長、市場営業部長、経営企画部長等を歴任したほか、2018年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識･経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、取締役候補者といたしました。

･高津　典生（再任）
システム部長等を歴任したほか、2016年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識･経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、取締役候補者といたしました。

･木内 登英（新任）
株式会社野村総合研究所及び野村證券株式会社において、エコノミストとして国内外で職歴を重ね、高い専門性を備えているほか、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会の審議委員として金融施策の審議等を担った経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。
なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

○監査役候補者（2020年6月26日開催の第114期定時株主総会で監査役に選任）
･飯嶋　大三（新任）
県庁支店長、本店営業部長、人材育成部長等を歴任したほか、2015年6月より取締役、2018年6月よりグループ子会社のちばぎんハートフル株式会社の取締役社長を務め、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識･経験を有していることから、監

査役候補者といたしました。

・福島　一嘉（再任）
　リスク管理部長、監査部長等を歴任したほか、2016年6月より非常勤監査役を務め、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験や、税理士資格の保有者として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当行の監査役としての役割を適切に果たしておりますので、監査役候補者といたしました。

【補充原則４－１①】（経営陣に対する委任の範囲）
　取締役会は法令で定める事項のほか、取締役会規程等に則り、中期経営計画の策定やこれを踏まえた各種業務施策のうち重要なものについて決定しております。
　また、取締役会決議事項以外の業務執行については、代表取締役が決定するほか、社内規程に則り執行役員等に適切な範囲で権限を委譲しており、取締役会はその実施状況を監督しております。

【補充原則４－１③】（後継者計画）
　当行は、代表取締役の後継者について、求められる人材要件や、育成方針・計画及び育成状況等を踏まえて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会で決定します。なお、審議の状況については適宜取締役会へ報告いたします。
○候補者に求められる人材像（指名方針）
　経営者として必要な資質や能力等に加え、当行グループを取り巻く経営環境や今後の戦略の方向性を踏まえて、候補者に求める人材像を指名・報酬・経営諮問委員会で審議し、取締役会で共有する。なお、人材像については環境変化等を踏まえて見直しの要否を適宜審議する。
○候補者の人物把握・育成
　外部専門機関の第三者評価等を踏まえて委員が人物把握をし、求める人材像をもとに候補者の育成方針・計画について指名・報酬・経営諮問委員会で審議する。
○候補者の選定プロセス
　頭取が候補者の提案（代表取締役を含む取締役の再任・交代・解任含む）を行い、指名方針や育成方針との整合性等を指名・報酬・経営諮問委員会で審議のうえ、取締役会で決定する。

【原則４－９】（独立社外取締役の独立性判断基準）
　独立社外取締役の独立性を担保することに主眼を置いた独立性判断基準につきましては、本報告書の「Ⅱ　１．【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しております。

【補充原則４－１１①】（取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方）
取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方は次のとおりです。
①取締役会の機能を効果的・効率的に発揮するため、取締役会は定款に定める18名以内で必要な人数の取締役を選任する。
②取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性に配慮し、当行の業務に精通した社内取締役と、独立した客観的な立場から監督を行う社外取締役にて構成される。

【補充原則４－１１②】（役員の兼任状況）
　当行は、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等において開示しております。なお、本報告書の提出日現在、取締役及び監査役の他の上場会社等の役員の兼任状況は次のとおりです。
・田島　優子　　株式会社九州フィナンシャルグループ　社外監査役
　　東京海上日動あんしん生命保険株式会社　社外監査役
・高山　靖子　　三菱商事株式会社　社外監査役
　　横河電機株式会社　社外監査役
　　コスモエネルギーホールディングス株式会社　社外取締役（監査等委員）

【補充原則４－１１③】（取締役会全体の実効性についての分析・評価）
○当行は2015年度より、取締役会に期待されている意思決定及び監督の両機能が適切に果たされているかを検証し、その向上を図っていくため、「取締役会の実効性評価」を年次で実施しております。
○2019年度は、各取締役・監査役に対してアンケートを実施し、定量的評価と定性的評価の2つの側面から、実効性を評価いたしました。
○2019年度の「取締役会の実効性評価」結果の概要は以下のとおりです。
①以下の点より、取締役会の意思決定及び監督の両機能は適切に発揮されており、実効性を確保していると評価しました。
・社内・社外を問わず、全取締役・監査役が、お客さまを大切にし、千葉銀行グループと地域の持続的な成長を共に目指していくという目標や価値観を共有しており、強い一体感を保持しながら、相互理解のもと自由闊達な意見交換が行われている。
・また、社内取締役が多様な視点から意見を述べる機会が増えたほか、社外取締役からの専門的な知見に基づく提言や独立した客観的な立場からの意見、及び監査役からの業務運営の実態を踏まえた多角的な提言により、議論が深化している。
・第14次中期経営計画の策定にあたっては、取締役意見交換会などで経営課題について幅広く議論を行い、取締役会がその役割や責務を適切に果たした。
・昨年度の実効性評価の結果を踏まえ、取締役会の付議議案や説明方法を一部見直し、執行分野の重要事項に関する審議時間を十分に確保するなど、取締役会の意思決定及び監督機能をさらに強化した。
②今後も現状の取組みの方向性を維持しつつ、グループチーフオフィサーによる関与を深めグループ一体経営を一層強化すること、「指名・報酬・経営諮問委員会」における議論を深化させることなどが重要であると認識しており、こうした取組みをつうじて、取締役会のさらなる実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則４－１４②】（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）
　当行は、取締役及び監査役が期待される役割・責務を適切に果たせるよう、当行の業務に関する情報の提供や外部機関による研修等への参加など、個々の取締役及び監査役に応じたトレーニング機会の提供及びその費用の支援を、就任の際及び就任後において継続的に行っております。
　なお、社外取締役及び社外監査役のサポート体制は以下のとおりです。
○社外取締役
　社外取締役による経営監督機能が十分に発揮されるよう、職務遂行に必要な情報提供及び支援を、適切かつタイムリーに提供しております。
　取締役会での審議の充実に向け、取締役会資料の事前配布・事前説明の実施に加え、重要案件に対する個別説明や主要な委員会への出席、グループ内関連事業所の訪問と対話、対外的な主要イベント等への出席、当行の活動に関わる関連情報の随時提供などを通じて、当行の経営戦略や活動に対する理解を深める機会を継続的に提供しております。この他、第三者による研修の機会を提供し、その費用は当行負担としております。

○社外監査役
監査役の執務室内に監査役スタッフを配置していましたが、業務執行者からの独立性を一層高めるため、監査役室を新設し、監査役の職務を補助する使用人として、業務執行に係る役職を兼務しない監査役補助者を任命しております。また、取締役からの独立性を確保するため、監査役補助者の人事異動等については監査役の同意を得ることとしております。なお、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議へ出席しているほか、重要書類が回付される仕組みとなっており、情報が適時・適切に伝達される体制となっております。

【原則5－1】(株主との建設的な対話に関する方針)
○株主との建設的な対話
株主との建設的な対話にあたっては、頭取をはじめ各取締役が合理的な範囲で対話に参加しております。また、経営企画部担当役員は、IR活動の責任者として、IR活動に係る業務の管理全般を統括しております。
○建設的な対話を補助するための体制
IRの担当部署である経営企画部が営業部門やリスク管理部門等と連携し、適切な情報開示を行っております。
○株主との対話手段の充実
株主との対話手段を充実させるため、以下の取り組みを行っております。
①IRサイト、ディスクロージャー誌などによる情報開示
②決算発表後の国内外主要機関投資家宛個別訪問
③定期的な個人投資家向け説明会
④年2回の頭取によるアナリスト・機関投資家向け決算説明会　等
○株主からの意見等のフィードバック
株主との対話の場において寄せられた意見等については、取締役及び取締役会に報告しております。
○インサイダー情報の管理
株主との対話に際しては、インサイダー取引の未然防止を図るための行内規程を整備し、インサイダー情報を厳格に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	56,139,100	7.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	35,615,800	4.79
日本生命保険相互会社	26,870,393	3.61
第一生命保険株式会社	26,230,799	3.53
損害保険ジャパン株式会社	18,537,968	2.49
明治安田生命保険相互会社	18,291,495	2.46
住友生命保険相互会社	17,842,000	2.40
株式会社三菱UFJ銀行	17,707,873	2.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	14,576,275	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	13,406,500	1.80

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社および上場している子会社はなく、またその他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる事実等はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田島　優子	弁護士								○			
高山　靖子	他の会社の出身者								○			
木内　登英	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田島　優子	○	田島優子氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。 上記の取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	弁護士としての高い専門性を備え、他の事業会社での社外役員のほか、金融庁金融審議会委員等の公職を歴任しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値向上が期待できることから社外取締役に選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

高山　靖子	○	高山靖子氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。 上記の取引は、その規模や性質に照らして株主･投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	大手化粧品会社のお客さまサービス部門やＣＳＲ部門の責任者及び常勤監査役を歴任したほか、他の事業会社での社外役員の経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値向上が期待できることから社外取締役に選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
木内　登英	○	木内登英氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常取引であります。また当行は、同氏が勤務する株式会社野村総合研究所とは一般的な与信取引があります。 上記の取引は、その規模や性質に照らして株主･投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	大手シンクタンクのエコノミストとして国内外で職歴を重ね、高い専門性を備えているほか、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会の審議委員に就任し、金融政策及びその他の業務を5年間担うなど、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値向上に期待できることから社外取締役に選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬･経営諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬･経営諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

取締役候補者の選任及び報酬案等の検討に当たり、独立社外取締役の適切な関与･助言を得るため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名･報酬･経営諮問委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

①監査役は、会計監査人の往査及び監査講評に立ち合うほか、会計監査人から監査方針、監査計画及び監査方法の説明を受ける等、意見交換を実施し（2019年度は18回開催）、適切な監査が実施されているかを監視し検証するとともに、会計監査人からの意見を踏まえ、効率的かつ実効性のある監査の実施に努めております。
②監査役は、被監査部門とは独立した内部監査部署である監査部と随時情報交換を行うとともに、毎月開催される内部監査委員会（2019年度は12回開催）において、内部監査結果等の報告を受けるなど、緊密な連携を図っております。
③監査役･内部監査部門･会計監査人は、三様監査連絡会を実施し、十分な連携を確保しております。
④会計監査人の情報
当行の会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人に対する監査報酬は以下のとおりです。

監査証明業務に基づく報酬　　72百万円

非監査業務に基づく報酬　　18百万円
合計　　90百万円
(注) 1.非監査業務に基づく報酬とは、財務に関する相談業務等に係る報酬です。
2.当行、連結子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は114百万円であります。
3.上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂本　友彦	他の会社の出身者										○			
石原　一彦	他の会社の出身者										○			
吉田　雅一	他の会社の出身者										○	○		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本　友彦	○	坂本友彦氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。また、当行は同氏が業務執行者であった日本銀行と預け金や借入金等の取引があります。さらに、当行は同氏が業務執行者であった株式会社整理回収機構と預金取引があります。 上記の取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	日本銀行の支店長、文書局長等の職務経験をつうじて培った高度な専門性と金融全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役に選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
石原　一彦	○	石原一彦氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。 上記の取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	財務省大臣官房審議官、内閣府沖縄振興局長等の職務経験をつうじて培った高度な専門性と行政全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役に選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

吉田　雅一	○	吉田雅一氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者・融資取引者としての通常の取引であります。また、当行は同氏が代表取締役社長を務めていた東葉高速鉄道株式会社との間で預金取引及び社外役員の相互就任の関係があるほか、同氏が企業庁長を務めていた千葉県庁との間で指定金融機関としての取引や預金・貸出金等の取引、出向者の派遣・受入等を行っています。上記の取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	千葉県企業庁長、事業会社の代表取締役社長等を歴任しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役に選任しております。さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

・当行は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
・当行が定める独立性判断基準は以下のとおりです。
≪独立性判断基準≫
　当行における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近（注1）において次のいずれの要件にも該当しない者とする。
（1）当行を主要な取引先（注2）とする者またはその者が法人等である場合はその業務執行者
（2）当行の主要な取引先（注3）またはその者が法人等である場合はその業務執行者
（3）当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
（4）当行を主要な取引先（注2）とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
（5）当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
（6）当行の主要株主（注4）またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
（7）次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）
　A. 上記（1）～（6）に該当する者
　B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1%以上の支払いのある先
（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%以上の支払いのある先
（注4）総議決権の10%以上を保有する株主
（注5）会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士
（注6）二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

　当行株価と取締役及び執行役員の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を高めるため、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

（注）2010年6月29日開催の定時株主総会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額140百万円の範囲で割当てることが決議されており、個人別報酬の約2割に相当する部分を当該ストックオプションにて支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

付与対象者は社内取締役及び執行役員になります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

個別報酬の開示は行っておりません。
なお、当行の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりです。

取締役に対する報酬等　　381百万円
監査役に対する報酬等　　105百万円
合計　　486百万円

(注)
1.株主総会で定められた取締役の報酬限度額は年額560百万円以内、監査役の報酬限度額は年額150百万円以内であります。
また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額140百万円以内であります。
2.取締役に対する報酬等には、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額69百万円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、本報告書の「Ⅰ 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】原則3-1 (iii)」に記載しております。
なお、監査役の報酬につきましては、独立性を確保するため、全額固定報酬とし、報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

○社外取締役
社外取締役による経営監督機能が十分に発揮されるよう、職務遂行に必要な情報提供及び支援を、適切かつタイムリーに提供しております。
取締役会での審議の充実に向け、取締役会資料の事前配布・事前説明の実施に加え、重要案件に対する個別説明や主要な委員会への出席、取締役及び部室長との対話、グループ内関連事業所の訪問と対話、対外的な主要イベント等への出席、当行の活動に関わる関連情報の随時提供などを通じて、当行の経営戦略や活動に対する理解を深める機会を継続的に提供しております。この他、第三者による研修の機会を提供し、その費用は当行負担としております。
○社外監査役
監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、監査役の執務室内に監査役スタッフを配置していましたが、業務執行者からの独立性を一層高めるため、2020年4月に監査役室を新設し、業務執行に係る役職を兼務しない監査役補助者として室長がこれらの役割を担う態勢としました。また、取締役からの独立性を確保するため、監査役補助者の人事異動等については監査役の同意を得ることとしております。なお、監査役は取締役会をはじめとする重要会議へ出席しているほか、重要書類が回付される仕組みとなっており、情報が適時・適切に伝達される体制となっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
早川　恒雄	特別顧問	経済団体活動、社会貢献活動等(経営非関与)	【勤務形態】非常勤 【報酬】有	2004/6/29	定めなし
竹山　正	相談役	経済団体活動、社会貢献活動等(経営非関与)	【勤務形態】非常勤 【報酬】有	2009/3/1	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2名

その他の事項

特別顧問・相談役は経営の意思決定には関与せず、経営陣による定例報告等も実施しておりません。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

○取締役・取締役会
取締役会は、社外取締役3名を含む8名の取締役で構成され、経営方針やその他重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の業務執行を監督しております。なお、取締役会における社外取締役の割合を3分の1超とし自由闊達で建設的な議論を行うことなどをつうじて取締役会の実効性向上に努めております。
また、取締役会において指名された社内取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を原則月3回開催し、重要な業務執行の方針等について協議を行い、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応しております。
さらに、当行では執行役員制度を導入し、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う取締役と、業務を執行する執行役員とで役割分担を明

確にしております。取締役及び執行役員で構成される「業務執行会議」を原則月1回開催し、執行役員の業務執行状況を確認するとともに、迅速・的確な取締役の意思決定と執行役員の業務執行に役立てております。

○監査役・監査役会

当行は、5名の監査役のうち過半数の3名を社外監査役とする監査役会設置会社の形態を採用しております。特に社外監査役2名を含む3名の常勤監査役が、取締役会をはじめとする重要会議への出席及び重要書類の閲覧等を通じ、業務執行状況について客観的・合理的な監査を行っており、当行の経営に対する監督機能を十分に果たしていると考えております。

○委員会等

取締役・監査役の選任及び役員報酬等について、客観性・適時性・透明性を確保するため、取締役会議長の諮問機関として「指名・報酬・経営諮問委員会」を設置しております。なお、当委員会の委員は取締役会で選任し、かつその過半数は社外取締役としております。

また、グループ会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を確立するため、コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」（原則月1回開催）、リスク管理に関する重要事項を審議する「ＡＬＭ委員会」（原則月1回開催）、「信用リスク管理委員会」（原則四半期に1回開催）、「オペレーショナル・リスク管理委員会」（原則半期に１回開催）及び「サイバーリスク管理委員会」（原則四半期に1回開催）を開催するとともに、内部監査部署がそれらの適切性及び有効性の検証を行う体制としております。さらに、グループ会社の経営状況や諸課題などについて銀行経営陣が把握し、適切な指示を行うため「グループ統括委員会」（原則半期に1回開催）を開催しております。

このほか、中期経営計画におけるデジタル戦略推進に向けたグループの態勢強化を図るため、2020年4月に頭取を委員長とする「デジタル推進委員会」（原則四半期に1回開催）を設置しております。

○グループ管理体制

「グループチーフオフィサー（ＣｘＯ）制※」を導入し、グループＣＥＯによる全体統括のもと、所管分野の責任者としてグループチーフオフィサーを配置することでグループ統合的な経営管理体制を構築しています。また、2020年4月からは、グループＣＤＴＯ（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）を新たに配置し、デジタル戦略推進に向けた態勢強化を図っています。なお、各グループ会社を所管する担当役員の配置や「グループ統括委員会」の開催などをつうじて、グループ会社の経営状況の把握、管理・監督を強化しているほか、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正性を確保しています。

※配置するグループチーフオフィサー
・グループCEO（Chief Executive Officer）：最高経営責任者
・グループCOO（Chief Operating Officer）：最高執行責任者
・グループCSO（Chief Strategy Officer）：最高企画責任者
・グループCRO（Chief Risk Officer）：最高リスク管理責任者
・グループCBO（Chief Business Officer）：最高営業責任者
・グループCIO（Chief Information Officer）：最高情報責任者
・グループCDTO（Chief Digital Transformation Officer）：最高デジタル・トランスフォーメーション責任者

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は監査役設置会社であり、取締役会及び監査役が経営の監督機能を担う体制としております。2名の社外監査役を含む3名の常勤監査役が、取締役会や経営会議等重要会議への出席、重要書類のチェック、本部・営業店への往査等を常時行うことにより、業務執行状況について客観的・合理的な監査を行っており、経営に対する監督機能を果たしております。また、社外取締役を選任し、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化を図っております。

当行は、これらの体制により監査・監督機能が十分に発揮されていると考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月26日開催の第114期定時株主総会の招集通知を2020年6月4日（22日前）に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第100期定時株主総会（2006年6月29日開催）より、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。第113期定時株主総会（2019年6月26日開催）より、スマートフォンによる簡易な議決権行使方法を追加いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第102期定時株主総会（2008年6月27日開催）より、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2014年6月27日開催の第108期定時株主総会招集ご通知より英訳を作成し、当行ホームページ、東証適時開示情報伝達システム、議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	第102期定時株主総会（2008年6月27日開催）より、株主総会招集通知等を、第104期定時株主総会（2010年6月29日開催）より、議決権行使結果の臨時報告書による開示内容を当行ホームページに掲載しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	情報開示方針として、情報開示にかかる考え方、開示する情報、情報開示の方法等について、ホームページ上で公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年度は2回の個人投資家向け会社説明会を開催しております。（2020年2月に計2回開催、延べ74名参加）	なし
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算発表後に、アナリスト･機関投資家向け決算説明会を開催しております。（2019年度は、5月、11月に計2回開催、延べ366名参加）	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身が定期的に海外現地を訪問し、投資家への個別ミーティング説明等を実施しております。（2019年度は、2019年5月、10月に計2回開催、欧州、北米の投資家と面談）	あり
IR資料のホームページ掲載	短信、有価証券報告書、決算説明会資料などの掲載に加え、投資家向け説明会の模様を音声にてお聴きいただけます。 （URL:https://www.chibabank.co.jp/company/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は経営企画部財務管理グループ、IR担当役員は経営企画部担当執行役員としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は、ステークホルダーとともに着実に成長していくため、「お客さま」「株主」「従業員」「地域社会」など多様なステークホルダーの価値向上につながる経営戦略を掲げ、それらの実現に向けて中長期な視点で取り組んでいく。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	＜ちばぎんグループ サステナビリティ方針＞ ちばぎんグループは、持続可能な地域社会実現に向け、金融仲介機能の発揮等の本業に加え、誠実かつ公正な企業活動、気候変動等の環境問題など地域社会を取り巻くさまざまな課題解決に向けた活動等に取り組み、経済価値と社会価値の両立を目指す持続的経営を行ってまいります。 これらの活動について、グループ役職員一人ひとりが当事者という意識を持って、積極的に取り組むとともに、情報開示をつうじ、ステークホルダーの皆さまとより良い信頼関係を育み、「新たな地域社会の未来」を共に創ってまいります。 ≪環境課題への取組み≫ 【本業をつうじた環境への貢献】 再生可能エネルギーの活用に取り組むお客さまを広く支援しています。太陽光発電を中心として、バイオマス発電事業や風力発電事業に対するプロジェクトファイナンスに対応するなど、取組みを強化しています。 【特定セクターにかかる融資ポリシーの制定】 融資に取り組むことが環境・社会に対して大きな影響を与えると考えられる特定のセクター（新設の石炭火力発電所、クラスター弾製造企業、パーム油農園開発、森林伐採事業）に関して、当行の与信上の取組姿勢を明確化するため融資ポリシーを制定しています。 【オリジナルエコバッグの配布】 海洋プラスチックごみ削減のため、オリジナルエコバッグを作製し、お客さまに配布しました。本取組みは、ＴＳＵＢＡＳＡ アライアンスの連携施策として実施しました。 【森林整備活動】 松くい虫や津波の被害により、失われつつある海岸保安林を再生していくことを目的に「ちばぎんの森」森林整備活動を行っています。2018年5月に、総勢約200人の当行役職員やＯＢ・ＯＧのボランティアで植樹した山武市蓮沼の「ちばぎんの森（第５）」では、これまでの「ちばぎんの森」同様に定期的に下草刈り等を行い、育樹活動を継続しています。 【気候変動対策への取組み】 「地域から温暖化対策を推進する」という趣旨に賛同し、2016年10月より、千葉県「ＣＯ２ＣＯ２（コツコツ）スマート宣言事業所」に参加し、省エネ対策に取り組んでいます。また、燃料電池自動車やハイブリッドカー、電気自動車など環境負荷の小さい車両を営業車として多く活用しています。 2019年12月には、ＴＣＦＤ（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）の提言に対する賛同を表明しました。今後、ＣＯ２排出量のほか、気候変動が当行の経営にもたらす影響等に関して、開示を進めていきます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行は、「千葉銀行の企業倫理」において、経営情報の積極的かつ公正な開示を図り、透明な経営に徹することを基本方針としております。そのために、決算説明会、株主総会、ディスクロージャー誌、ホームページ、決算関連資料等を活用し、ステークホルダーの皆さまへの適時・適切な情報のご提供に努めております。

その他	当行は、ダイバーシティ推進を持続的成長のための経営戦略と位置づけ、働きがいがあり、そして多様かつ多能な人材が活躍できる組織づくりにむけて積極的に取組んでおります。 ダイバーシティ推進に対する取組姿勢としては「ダイバーシティ行動宣言」を策定しております。また、「ちばぎんグループSDGs宣言」ではダイバーシティへの取組みを重要課題の一つに掲げ、取組みを加速させております。 ダイバーシティ推進の専任組織「ダイバーシティ推進部」と組織横断的な「ダイバーシティ推進委員会」の双方が連携しながら女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援など、様々な施策を実施する体制としております。なお、各種施策の進捗状況は定期的に取締役会に報告し、議論や情報共有を行っております。 《ダイバーシティ推進の主な取組み》 【女性活躍推進】 女性の管理職登用に関しては数値目標を公表し、意欲・実力ある女性を計画的に登用・育成しています。 キャリアアップ支援を目的とした各種研修、メンター制度、ネットワーキング支援、個別面談によるフォローアップを通じ、女性の職域拡大意欲の醸成と能力開発を図っております。 また、所属長を始めとした管理職層の意識・行動改革を進めるため、各種マネジメント研修や管理職向け女性活躍推進ガイドブックを整備しています。 〔女性登用の状況〕2020年7月1日現在 ・取締役8名のうち2名が女性です。 ・執行役員部長1名、部長5名、支店長・副支店長等の職位者96名が女性です。 ・グループ会社14社の取締役のうち6名が女性です。 ・女性管理職登用者数は178名（女性比率17.6%）、女性リーダー職登用数は291名（女性比率31.7%）です。 〔ご参考〕女性の管理職登用に関する数値目標 2021年7月までに ①リーダー職※の女性比率を30%とする ②管理職の女性比率を20%とする ※リーダー職とは、支店長代理など、部下を持つ職務にある職員及びそれと同等の地位にある職員であり、担当業務の責任者として組織マネジメントの職責を担う者です。 【仕事と家庭の両立支援】 ジェンダーに関わらず誰もが仕事と家庭の両立できる職場風土の醸成を目指し、各種両立支援制度の充実を通じた環境整備や、キャリア形成支援を通じた仕事と家庭の両立支援を行っています。 育児については、育児休業者の早期復職支援を目的とした職場復帰支援プログラム（自宅学習ツールやメールマガジン配信、個別相談）や、配偶者帯同型の両立支援セミナーの実施、3ヶ所の企業内保育所（学校法人千葉工業大学と共同設置した「千葉工大ひまわり保育園」、単独運営の「ひまわり保育園・かしわ」、「ひまわり保育園・ちば」）を設置しています。 男性の育児参画促進も進めており、行動計画書「仕事も育児も!!素敵なパパ宣言」を策定するなか、2019年度の男性の育児休業取得率は112.9%に達しました。 介護についても、一定の年齢の職員に対する研修やガイドブックによる情報提供の他、介護護離職防止対策アドバイザーによる相談窓口を設置しています。 【働き方改革】 生産性の向上と働きがいを感じられる職場環境を創出し、多様な人材の活躍を進めるため、働き方改革に積極的に取組んでいます。テレワーク制度やフレックス・タイム制度、時差出勤制度等の導入、ITの活用や業務プロセスの見直しによる業務改革を通じ、柔軟な働き方と長時間労働の是正による生産性向上に取組んでいます。 その他にも、全社的なダイバーシティ推進への理解促進・行動改革を目的とした「ダイバーシティフォーラム」（全役員、職場の代表が参加）や、LGBT等性的マイノリティに関する理解促進、障がい者雇用推進、シニアの活躍支援等、多様性を活かす取組みを進めています。 【主な外部評価】 ・2014年10月 厚生労働省「イクメン企業アワード2014」特別奨励賞受賞 ・2015年3月 経済産業省「ダイバーシティ経営企業100選」受賞 ・2015年12月 内閣府「女性が輝く先進企業表彰」内閣総理大臣表彰受賞 ・2016年4月 女性活躍推進法に基づく優良企業認定マーク「えるぼし」（最上位）取得（同年6月にちばぎん証券、8月にちばぎんコンピューターサービスも取得） ・2017年2月 経済産業省「健康経営優良法人～ホワイト500」認定 ・2017年3月 厚生労働省「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」奨励賞受賞 ・2017年8月 次世代法に基づく「基準適合認定一般事業主（通称：プラチナくるみん）」の認定取得 ・2018年11月 厚生労働省「均等・両立推進企業表彰ファミリー・フレンドリー企業部門」厚生労働大臣優良賞受賞 ・2020年3月 経済産業省・東京証券取引所「なでしこ銘柄」選定（2018年から3年連続） ・2020年3月 経済産業省「新・ダイバーシティ経営企業 100選プライム」選定（金融機関初）

	なお、具体的な取組みは当行ホームページで情報を開示しております。 https://www.chibabank.co.jp/company/info/diversity

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

○業務の適正を確保する体制の整備
当行では、取締役会で定めた業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の整備に係る基本方針に基づき、次のとおり内部統制の整備・強化に取組んでおります。
1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①「千葉銀行の企業倫理」や「行動指針」を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、役職員の行動指針を明確にするとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を通じ、その徹底を図っております。
②市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断しております。
③コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署を定める等、コンプライアンス体制を整備しております。
④コンプライアンス充実のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定期的に策定して、これを実施しております。
⑤取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にコンプライアンスに関する報告を受けております。
⑥監査役及び業務執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行っております。
⑦役職員の法令違反等に関する通報を職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、制度に基づいて通報を行った職員等に不利益な取扱いを行わないようにするなど適切な運用を図っております。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めによるほか、行内規程により議事録・稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①「リスク管理の基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、各種リスクの管理部署及び当行全体のリスクの統合管理部署を明確にする等、リスク管理体制を整備しております。
②取締役会は、リスク管理に関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にリスク管理に関する報告を受けております。
③監査役及び内部監査部署は、リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査を行っております。
④大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施しております。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①取締役会において中期経営計画・営業施策等重要な職務の執行を決定するとともに、その進捗等について報告を受けております。
②取締役会決議により定める取締役及び執行役員にて構成する「経営会議」において、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議しております。
③執行役員制度の採用により、意思決定及び取締役の監督機能と、業務執行機能を分離し、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図っております。
④取締役の職務の執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等において執行権限・執行手続等を定め、効率的な業務運営を図っております。
5．当行及びその子会社からな成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
①当行及びその子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、当行は子会社各社（以下「各社」という。）に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣し、一体的な管理体制を整備しております。
②各社は、当行のコンプライアンス規程、各種リスク管理規程等に準じて諸規程を定めるとともに、各社のコンプライアンスやリスク管理を当行の管理部署が統括する体制とし、さらに、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正を確保しております。
③各社の重要な業務執行にあたっては、当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制とするとともに、当行と各社の役員が定期的に意見交換を行い当行グループの経営課題について情報を共有化しております。
④当行及び各社は、相互に不利益を与えないような銀行法の定めるアームズレングスルールを遵守しております。
⑤当行及び各社は、財務報告に係る内部統制規程を制定するとともに、内部統制統括部署を定める等、財務報告の信頼性確保のための体制を整備しております。
6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
①執行部門から独立した組織として監査役室を設置しております。
②監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を監査役室に配属しております。
③監査役補助者は業務執行に係る役職を兼務しないこととするとともに、人事異動等については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保しております。
7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
①取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告しております。
②前記に関わらず、監査役会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性を確保しております。
②代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持しております。
③監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて当行が負担しております。

○業務の適正を確保する体制の運用状況の概要
2019年度における当行の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりです。
1．取締役の職務の執行
当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する方針」を策定、公表したほか、取締役会の実効性向上のため、外部機関による客観的かつ専門的な評価を新たに実施しました。また、業務執行に関する意思決定のスピードアップ、部室間の連携向上を図るため、「営業本部」「企画本部」「管理本部」「オペレーション本部」の4本部制としています。この体制のもと、「定時取締役会」を12回、「臨時取締役会」を4回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、中期経営計画の進捗状況報告などを通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行っております。その他、取締役会において指名された取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を合計44回開催し、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議しております。（基本方針1、2、3、4）
2.リスク管理体制
「ALM委員会」を12回、「信用リスク管理委員会」を4回、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を2回開催し、リスク毎の対応方針を協議いたしましたほか、四半期毎に「統合的リスク管理の状況」、半期毎に「市場・流動性リスクの状況」、「信用リスクの状況」等を取締役会へ報告いたしまし

た。また、サイバー攻撃の発生状況と対策強化、およびサイバー攻撃に係る管理体制等について、定期的に取締役会へ報告するとともに、危機的な事態の発生を想定した対策本部立上げ訓練や重要業務取扱訓練等を実施いたしました。その他、新型コロナウイルスへの対応状況、業務継続対策等について経営会議へ報告するなど、適切に対応いたしました。(基本方針3①、②、④)

3.コンプライアンス体制

「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で策定いたしましたほか、「コンプライアンス委員会」を12回開催し、同プログラムの実施状況やコンプライアンス違反に係る真因分析にもとづく再発防止策の検討、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一層の高度化に向けた実施状況などについて、都度審議を行い、重要な事項を取締役会へ報告いたしました。また、行内外に設置している内部通報窓口において、通報者保護ルールを適切に運用いたしました。(基本方針1①～⑤、⑦)

4.当行グループにおける業務の適正の確保

グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサーを所管分野の責任者として配置することで、グループ横断的な経営管理体制としております。また、グループ各社を所管する担当役員の配置や、監査役の派遣、当行の管理部署による各社のコンプライアンスやリスク管理の統括、当行の内部監査部署による各社への内部監査の実施等により、当行グループにおける業務の適正の確保に努めております。さらに、各社の重要な業務執行について、当行へ適時・適切に協議・報告を受けたほか、「グループ統括委員会」に当行社外取締役がオブザーバー参加し、各社の経営状況や諸課題を把握しました。その他、社外取締役とグループ会社社長の意見交換会を個別に行うなど、管理・支援の強化に取組みました。(基本方針5)

5. 監査役監査の実効性の確保

監査役会設置会社の形態を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、本部・支店への往査、取締役・部長へのヒアリング、グループ監査役会議等を通じ、客観的・合理的な監査を実施いたしました。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行っているほか、内部監査部署、会計監査人と十分な連携を確保しております。なお、監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、監査役の執務室内に監査役スタッフを配置していましたが、業務執行者からの独立性を一層高めるため、監査役室を新設し、監査役室長がこれらの役割を担う態勢とすることを決定いたしました。(基本方針1⑥、3③、6、7、8)

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 (基本方針)

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

①対応統括部署および反社会的勢力被害防止担当者の設置状況

コンプライアンス統括部署が反社会的勢力排除の統括管理を行っております。また、すべての営業拠点に反社会的勢力被害防止担当者を配置しております。

②外部の専門機関との連携状況

平素から警察当局や弁護士等と緊密な連携を保ち、不当要求等に適切に対処する体制としております。

③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報を、コンプライアンス統括部署に集約し、同部署において一元的に管理しております。

④対応マニュアルの整備状況

「コンプライアンス・マニュアル」や「反社会的勢力からの被害防止に関する規程」において、反社会的勢力排除に向けた基本事項を定めているほか、具体的対応方法等を網羅する実践的なマニュアルを設けております。

⑤研修活動の実施状況

反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する基本方針や具体的対処方法等について、階層別・業務別の研修やe-ラーニング等を通じて、徹底した教育を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

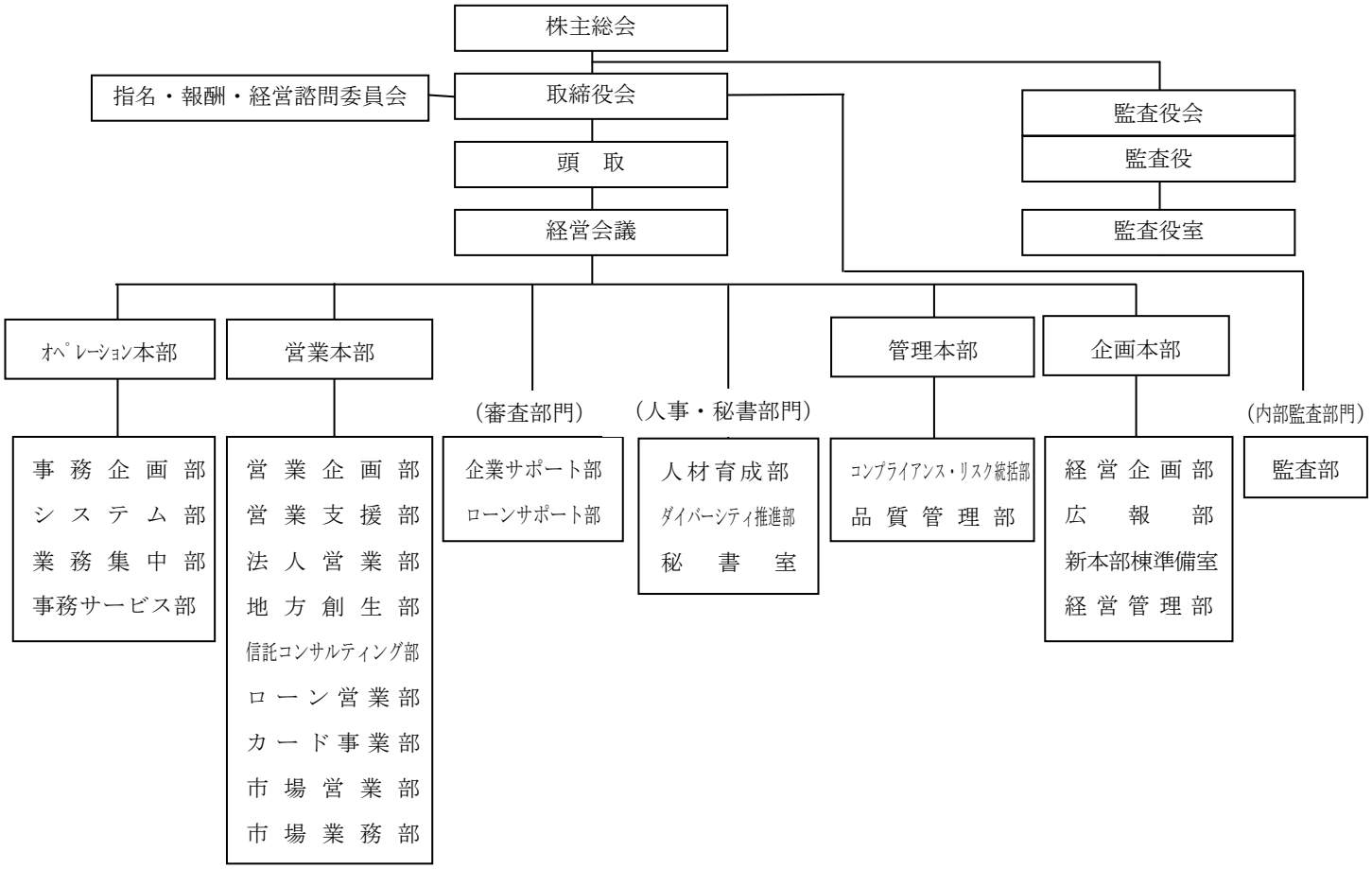
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません

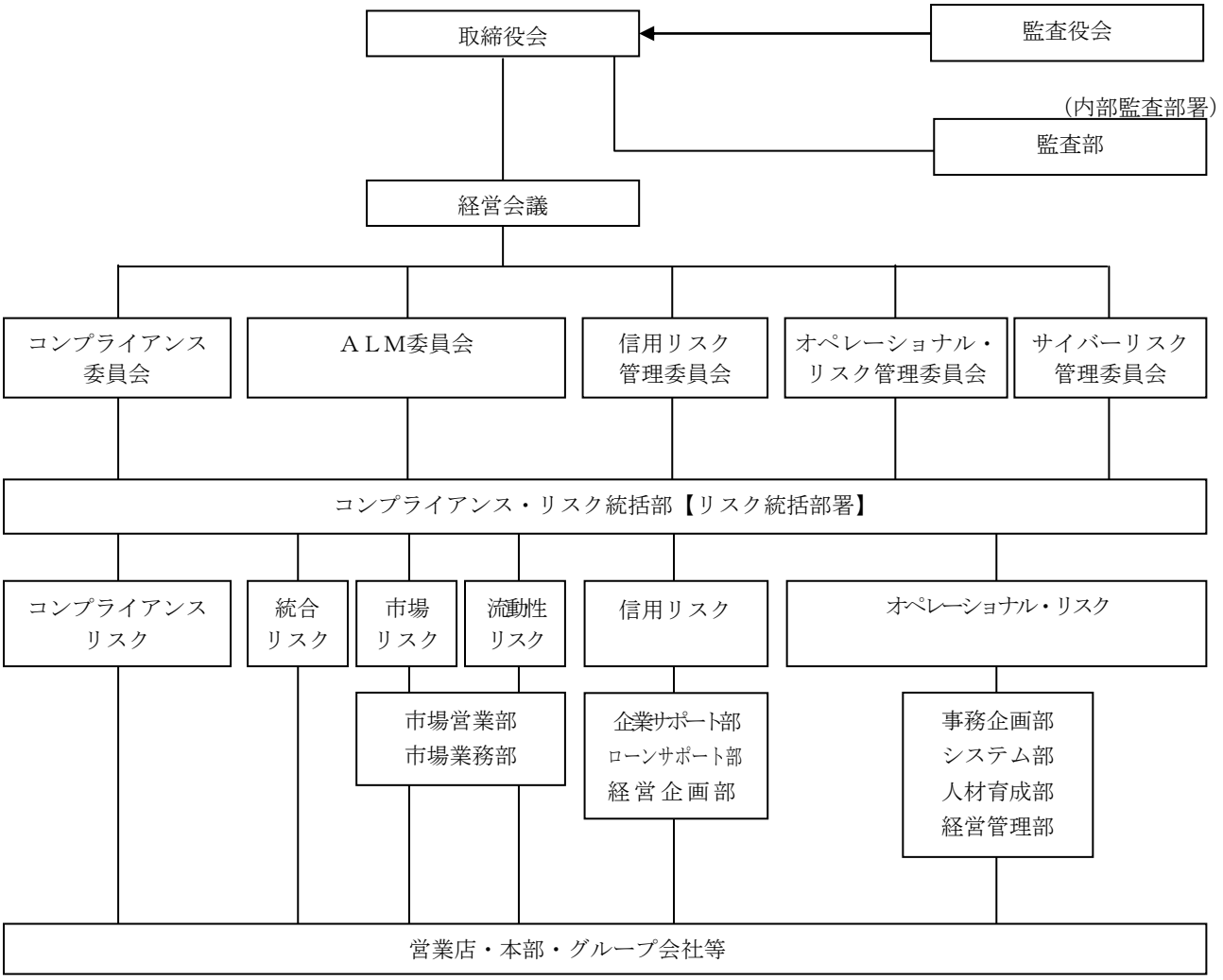
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 情報開示に関する基本的な考え方
当行は、「お客さま」「株主」「従業員」「地域社会」等のステークホルダーの皆さまからの信頼を確立し、経営の透明性を高めていくため、公平かつ適時・適切でわかりやすい情報開示を行ってまいります。
2.開示する情報及び情報開示の方法
当行は、会社法、銀行法、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」ならびにその他の関係法令等に沿って情報開示を行ってまいります。重要な会社情報が生じた場合は、直ちに「適時開示規則」に則った適切な公表措置を行った後、速やかに当行ホームページ上に同様の内容を掲載いたします。
また、こうした情報のほか、ステークホルダーの皆さまのニーズにお応えし、経営方針や事業内容などの自主的な情報開示にもインターネットや刊行物などを活用して、積極的に取り組んでまいります。
3.情報開示に係る社内体制の状況
当行は、法令等の遵守、企業倫理の確立・徹底を図っており、各種法令等に定められた情報開示、自主的な情報開示などにつきましては、諸規程の定めに従い、適切に実施しております。
適時開示に係る会社情報は、行内の定めに従い、経営企画部に集約され把握・管理を行っております。また、経営企画部は、情報開示の是非、情報開示時期及び内容について、必要に応じコンプライアンス部門による法令等要件精査を経た後、行内の定めに沿った頭取及び担当役員の承認（取締役会、経営会議への適宜報告を含む）のもと、適時開示を実施しております。
また、内部監査担当部である監査部にて、情報開示手続き等の適切性を検証・評価のうえ、経営陣に報告を行っております。

【コーポレート・ガバナンス体制】（2020年7月1日現在）



【リスク管理体制】（2020年7月1日現在）



【会社情報の適時開示に係る行内体制の状況】（2020年7月1日現在）

